

2020年4月15日

国立大学法人金沢大学  
学長 山崎 光悦 様

金沢大学教職員組合  
執行委員長 市原 あかね

## 新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する申入れ

新型コロナウイルス対応として石川県が独自に緊急事態宣言を出し、より厳しい対応が求められています。感染拡大防止、教職員の安全確保の観点から、下記の事項について申し入れますので、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

### 記

1. 在宅勤務が実施できる体制を整え、実行すること。
2. 共有スペースで業務を行う職員（特に事務系職員、技術系職員）の職場環境を改善すること。例えば以下のことについて、各部局の責任者および全ての教職員に対して注意喚起の上、実行ある対策をとること。
  - (1) 勤務場所において、厚生労働省が示す3密（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）が発生しないよう留意すること。①の徹底とともに、例えば②以下のことについて注意喚起して実行すること。
    - ①空き教室なども活用して、執務空間で十分に間隔をとること
    - ②換気をよくすること（例えば、1時間間隔で実施、適宜サーキュレーターの設置、一定時間ごとのアナウンス等）
    - ③長時間一緒の執務空間にいないこと
    - ④咳やくしゃみのある場合はマスクを装着すること

(2) 上記のことを周知するため、『新型コロナウイルス感染症対策（第1報）—授業開始にあたっての注意事項—』を、教員や学生に限らず全ての教職員が参照できるものとして改変すること。

3. アルコール等による定期的な消毒を行うこと。例えば、ドアノブ、エレベーターのスイッチ、手すり、iPad等の不特定多数が触れる場所を定期的に消毒すること、消毒液を適宜配置すること。

4. 会議はメール審議等に切り換えること（少なくとも感染拡大に不安を抱く教職員については、対面以外の参加を認めること）。\*主に教員が対象になると思われる。

5. 各種事務手続きについて、弾力的な取扱い（事後承認、省略等）を行うこと。ペーパーレス化、決裁方法の見直し（押印の廃止や電子署名への変更）を進めること。

6. 一般的な風邪症状（発熱・咳・くしゃみ・喉の痛み・倦怠感などのいずれか）がみられる場合、出勤可能かどうかの判断基準を作成すること、また各自で判断できない場合の問い合わせ窓口を一元化すること。

現在は各部局の総務担当係が問い合わせ窓口ですが、症状を伝えられても担当者が判断して助言することは難しく、適切な専門的知識に基づいて助言する体制を整える必要があります。

7. 公共交通機関を利用した通勤途上における感染拡大に不安を抱く教職員等に対しても、自家用車等による通勤を認めること。

8. 遠隔授業実施に関わる情報をより丁寧に発信し、教員が授業計画を立てやすくすること。事態が長期化することも想定し、5月7日以降の授業方法について、対面授業の実施の延期を含め、早めに方針を検討すること。検討の際には、教員が質問や意見を述べられるよう工夫すること。また非常勤講師も含めて速やかに連絡できる体制を整えること。

以上